

越前市業務継続計画（BCP） 〈地震災害等対策編〉【概要版】

1 基本的事項

1) 計画策定の目的と必要性

本市に大規模な地震や洪水などの自然災害（以下「地震災害等」という。）が発生した場合には、市民生活や社会活動に重大な影響を及ぼすだけでなく、市庁舎も被災し、行政機能にも支障をきたすことが想定される。

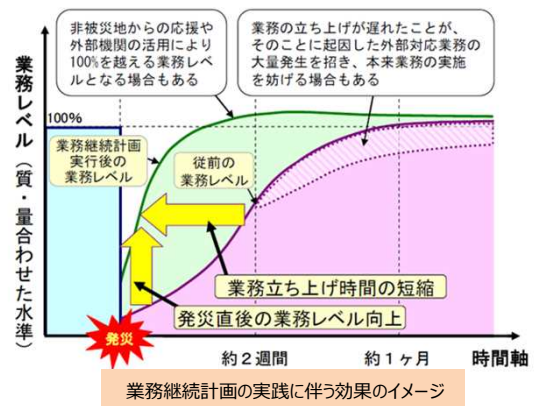
この場合、市は「越前市地域防災計画」に基づく、応急・復旧業務はもとより、中断すれば市民生活や社会的に重大な影響を与えるおそれのある通常業務は継続して行うことが求められている。そこで、大規模な地震災害等を想定し、優先的に遂行する必要がある業務を選定した上で、職員・庁舎・情報システム等が大幅に制約された状況下においても一定の水準で速やかに当該業務が遂行できるよう、必要な資源の準備や対応方針・手段を定めておく必要がある。

2) 業務継続計画の目的

- 業務の継続に必要な資源等に制約がある状況下において、優先して遂行する業務（非常時優先業務）を選定する。
- 必要な資源の確保・配分や、指揮命令系統を明確化し、必要な措置を講ずることにより、効果的に業務執行を行う。

3) 業務継続計画の効果

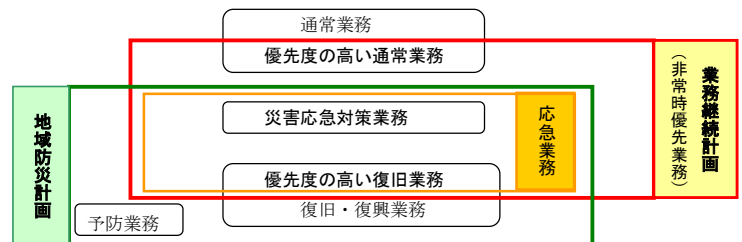
- 業務の立ち上げ時間の短縮
- 発災直後の業務レベルの向上
- より高いレベルでの業務継続を行える状況に改善することが可能



4) 業務継続計画と地域防災計画との関係

地域防災計画は、災害対策基本法の規定に基づいて、県、市、防災関係機関が連携して実施すべき予防、応急対策、復旧・復興業務を総合的に示す計画である。

これに対し、業務継続計画は、市庁舎や職員が被災することを前提に、あらかじめ非常時優先業務を選定し、限られた人員や資機材等の資源を効率的に配分することで、非常時優先業務の実効性を確保するための計画で、地域防災計画を補完するものである。



5) 業務継続方針

市民の生命、生活及び財産を保護する

都市機能を維持する

2 業務継続体制の検討

1) 計画の対象及び実施体制

- 対象の範囲は、地域防災計画（震災対策編）の応急業務を担う部局（消防部、清掃部を除く。）とする。
- 業務継続体制及び指揮命令系統は、地域防災計画（震災対策編）に基づく組織等の下で対応する。
- 大規模な地震災害等の発生により、災害対策本部が設置されるとともに、市域及び市役所機能に甚大な被害が生じた場合に、本部長（市長）が業務継続計画の発動を決定する。
なお、本部長が欠けたときは、越前市災害対策本部条例の規定による代理者である災害対策副本部長（副市長）が発動を決定する。
【発動時の対応】
 - ・ 応急業務及び市民生活の維持に必要な優先度の高い通常業務を継続し、非常時優先業務以外の通常業務を休止する。
 - ・ 職員の応援体制は、原則として部局内で行うものとするが、不足する場合、当該本部員は、本部長に対し応援のための職員を求め、災害対策本部（総務部総務班）において調整し、本部長が命ずる。
- 本部長は、災害対応の進捗等の状況に応じ、解除を決定する。ただし、本部員は、解除決定前であっても、災害対応の進捗状況に応じて、休止した通常業務を順次再開させる。

2) 被害状況の想定

- 想定する地震災害
越前市東部に位置する温見断層又は越前市南部に位置する柳ヶ瀬断層が動くことによって起きる地震
規模：マグニチュード7.5 市域内の震度：6強
- 想定する洪水災害
日野川、浅水川、鞍谷川、吉野瀬川他において想定される計画規模の降雨が発生し、全河川が氾濫した場合

3) 業務継続の拠点施設

常時優先業務の拠点を、本庁舎及びあいぱーく今立として計画を策定する。

なお、応急業務のうち、地区担当班にかかる広域避難場所及び地区拠点基地の建物は使用可能とする。また、災害対策本部は、地域防災計画<震災対策編>に基づき、本庁舎3階大会議室に設置する。

4) 職員の参集予測

発災時期の想定（冬/平日の午前5時）に伴い、地域防災計画<震災対策編>の動員配備の基準中、地震第3次配備で閉庁時の配備内容に基づき参集予測をした。

- 参集対象職員は、派遣職員、市民福祉部及び教育委員会の現業職員を除く正職員及び再任用職員とする。
- 参集手段は、歩行によるものとし、時速3kmと設定し、20km圏内の職員を参集可能とする。
- 公共交通機関の復旧時間（3日目以降など）を想定し、3日以後欄には、20kmを超える職員を参集可能とする。
- 集計後、本人及び家族の死傷等により1割が参集できないと想定し、参集可能職員数を表した。

	～3時間	～6時間	～12時間	～3日	3日～
参集予測人数	487	585	593	613	639
参集率	68.6%	82.4%	83.5%	86.3%	90.0%

(令和2年10月算出)

5) 非常時優先業務の選定

発災時に資源等の制約を伴う状況下で業務継続を図るため、対象期間や業務開始・再開目標時間（以下「業務開始目標時間」という。）を設定し、対象期間内に実施すべき業務を非常時優先業務として選定した。

- 対象期間 発災後の資源が著しく不足し混乱する期間及び業務実施環境が概ね整って通常業務への移行が確立されると考えられる期間で、1か月以内とする。
- 対象業務

非常時優先業務	基準
応急業務	地域防災計画（震災対策編）に規定する業務で、災害応急対策業務及び早期に実施すべき復旧業務
通常業務	市行政組織規則に規定する業務のうち、業務継続方針に基づき、休止に伴う影響が大きく、1か月以内に実施すべき業務

- 選定結果 非常時優先業務として352業務（応急業務：122業務、通常業務：230業務）を選定した。本計画では、限られた資源を非常時優先業務に優先的に配分するものとする。

- 各業務開始時目標時間における非常時優先業務数

業務開始目標時間	1時間	3時間	24時間	3日	1週間	2週間	1か月	計
非常時優先業務 応急業務	39	33	27	13	4	4	2	122
非常時優先業務 通常業務	0	0	35	38	0	76	81	230
合計	39	33	62	51	4	80	83	352

6) 必要資源に係る分析と対策

発災時の業務継続性を検証するために、非常時優先業務を実施するために必要な資源について、想定する地震災害等が発生した際にどの程度利用可能であるか、確保状況を確認し、対策を検討した。

必要資源	現 状	対策等
職員	発災後、6時間以内には、約8割の職員が参集可能（本部、地区拠点基地及び広域避難所に参集する職員を含む。）	<ul style="list-style-type: none"> 緊急連絡網による、職員の参集、安否確認の訓練 安否確認のために、災害用伝言ダイヤル等の活用訓練 比較的回線が確保しやすい携帯電話メールによる連絡手段の検討
庁舎	甚大な被害は発生せず、利用可能	—
電力	非常用発電機により72時間程度は、使用可能	定期点検の実施や稼働方法の把握が必要
電話	複数の通信手段の利用可能 ・災害時優先電話 ・防災施設の衛星携帯電話	電話回線自体が損傷した場合の対応
情報システム	<ul style="list-style-type: none"> 消防等外部とのネットワーク回線が切断した場合、内部情報系等は使用できない。 出先施設が引いているネットワーク回線が切断されていた場合、回復まで各機能、システムは使用できない。 	<ul style="list-style-type: none"> サーバの更新時に本庁舎サーバ室での構築を行うことを検討 通信事業者との協議により、応急通信ネットワークの復旧に係る優先順位とレベルを協議し、対応策を強化 システム停止時に必要な業務の対応策を各課で検討、準備
トイレ	<ul style="list-style-type: none"> 地下水を使用しているため、非常用発電が稼働している間は使用可能 非常時は、災害用マンホールトイレを使用 	<ul style="list-style-type: none"> 災害用マンホールトイレの確保
飲料水 ・食料等	職員用の備蓄なし	職員は自宅での備蓄に努め、勤務時間外に発災した場合は、登庁時に持参する。

3 業務継続体制の向上

1) 教育・訓練等

■ 本計画の実効性を高めるためには、職員一人ひとりが業務継続の重要性や自らが果たすべき役割を認識するための教育や訓練が重要である。不測の事態に対する対応能力を身に着けるためには、意識の向上とともに想定に基づく実践的な訓練が不可欠であることから、防災訓練に業務継続計画の内容を加味した訓練を実施するなど、定着化に向けた取組を進める。

■ 災害時に所属課の非常時優先業務をどのように行っていくのか職場内で話し合っておく。

2) 点検・是正

本計画は、現時点における資源の確保状況や対応能力の下、一定の想定に沿って検討・策定したものであるため、今後、次のような場合には、必要に応じて計画に反映させ、実効性等を点検・是正していく。

- (1) 地域防災計画との不整合が生じた場合
- (2) 地域防災計画に改定があった場合
- (3) 組織体制や事務事業等に改正があった場合
- (4) 必要資源等の計画内容に変更があった時
- (5) 訓練等により改善点が判明した場合
- (6) その他必要があった場合

